

島原地域広域市町村圏組合告示第6号

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月17日

島原地域広域市町村圏組合
管理者島原市長 古川 隆三郎



1 入札に付する事項

- (1) 工事名 南島原消防署口之津分署庁舎敷地外構工事
- (2) 工事場所 南島原市口之津町
- (3) 工期 180日間
- (4) 工事概要
- | | |
|-----------|--------------------------|
| 工事面積 | 約 A=2,500 m ² |
| 土工（盛土） | V=420 m ³ |
| 自由勾配側溝 | L=90m |
| 集水柵 | N=5 箇所 |
| コンクリート擁壁 | L=60m |
| 歩車道境界ブロック | L=116m |
| アスファルト舗装 | A=2,409 m ² |
| フェンス | L=184m |
| フラックポール | N=1 箇所 |
| 旗立石柱据付 | N=2 基 |
- (5) 特記事項 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、後記3により島原地域広域市町村圏組合の入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 告示日現在において島原地域広域市町村圏組合を構成する島原市、雲仙市又は南島原市（以下「構成3市」という。）いずれかの建設工事競争入札参加有資格業者名簿（以下「名簿」という。）の土木一式工事に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 告示日現在において構成3市内に建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく土木工事業の許可を受けている本店を有する者で、かつ、次の全て

の条件を満たすものであること。

ア 経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査をいう。以下同じ。）の土木一式工事の総合評定値（告示日現在において有効かつ最新のもの。以下同じ）が880点以上ある者であること。

イ 経営事項審査の土木一式工事に係る年間平均完成工事高が5,000万円以上ある者であること。

ウ 経営事項審査の土木一式工事に係る1級技術職員数の登録が2人以上ある者であること。

(4) 次の全ての要件を満たす監理技術者又は主任技術者を、本工事現場に専任で配置できる者であること。なお、当初に配置予定の監理技術者又は主任技術者は原則として変更できないが、やむを得ない特別な理由（病気、死亡及び退職等）により変更する場合は、当該技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を選任し、承認を受けなければならない。

ア 建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格を有する者であること。

イ 申請する者と直接的かつ恒常的（申請書提出期限日を含め連続して3月以上継続していること。）な雇用関係にある者であること。

(5) 申請書の提出期限の日から落札決定までの間において、島原市長、雲仙市長又は南島原市長から指名停止、排除措置若しくは入札参加規制の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) 申請書の提出期限の日以前6月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

(7) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、更生計画又は再生計画の認可が決定された者で、島原市、雲仙市又は南島原市に入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理されたものを除く。）。

(8) 告示の日から落札決定までの間において、当該競争入札に参加しようとする者の間に一定の系列関係（資金的関係又は人的関係）がある者でないこと。

(9) 島原市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年島原市告示第83号）、雲仙市各種契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年雲仙市告

示第97号)又は南島原市が行う各種契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成24年南島原市告示第90号)に基づく排除措置を受けている者は、当該競争入札には参加できないものとする。落札者が、当該競争入札に係る契約の締結を行うまでに排除措置を受けたときは、当該契約の締結を行わないものとする。

3 入札参加資格の確認

(1) 当該競争入札に参加を希望しようとする者は、制限付き一般競争入札参加申請書のほか関係書類(以下「申請書等」という。)を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、当該競争入札には参加できない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 配置予定技術者等の資格及び工事経験(配置予定技術者ごと)

配置予定技術者の資格の証明となる書面の写しを添付すること。

また、配置予定技術者と当該入札の参加を希望する者と直接的かつ恒常的(申請書提出期限日を含め連続して3月以上継続していること。)な雇用関係を証する資料を添付すること。

配置予定技術者は複数名での申請でも可とするが、その場合は、配置予定技術者ごとに作成すること。

ウ 土木工事業における建設業法上の許可通知書の写し又は許可証明書(申請時において有効なもの)

エ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(告示日現在において有効かつ最新のもの)

オ 住所・会社名を記載した返信用封筒(404円分の切手を貼った長3号封筒)

(2) 申請書等の受付

ア 期間 令和4年5月17日(火)から令和4年5月27日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 場所 島原地域広域市町村圏組合消防本部 3階総務課

エ 提出部数 1部

(3) 入札参加資格確認の結果

入札参加資格確認の結果は、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書により令和4年6月6日(月)までに申請者あて通知する。

(4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該競争入札に係る入札参加資格を喪失する。

ア この告示に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

(5) その他

ア 申請書等の作成費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) 上記(1)の説明を求めようとする場合は、令和4年6月15日(水)までに、島原地域広域市町村圏組合消防本部総務課へ書面を提出して行わなければならない。

5 設計図書等の閲覧及び配布

設計図書等は、次のとおり閲覧に供する。

また、設計図書等は、CDにより配布する。

なお、配布された設計図書等については、入札執行後、速やかに島原地域広域市町村圏組合消防本部総務課へ返却するものとし、当該工事の積算作業目的外の一切の使用、複製、他人への譲渡、販売又は貸出を禁止する。

(1) 期 間 令和4年5月17日(火)から令和4年5月27日(金)まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場 所 島原地域広域市町村圏組合消防本部 3階総務課

6 設計図書等に関する質問及び回答

(1) 設計図書等に関する質問がある場合は、次のとおり書面で持参し、又はファクシミリ等で提出するものとする。

ア 期 間 令和4年5月17日(火)から令和4年6月13日(月)まで
(持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 場 所 島原地域広域市町村圏組合消防本部 3階総務課

(2) 上記(1)に対する回答は、令和4年6月15日(水)までに、書面により島原地域広域市町村圏組合消防本部総務課において閲覧に供して行うとともに、島原地域広域市町村圏組合のホームページで公開する。

7 現場説明会

行わない。

8 入札執行の日時及び場所

(1) 日 時 令和4年6月20日(月)午前10時00分

(2) 場 所 島原市新馬場町872番地2

島原地域広域市町村圏組合 消防本部 4階 多目的ホール

9 入札方法等

(1) 本工事の入札に際しては、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書を提示すること。

(2) 入札会場に入室できる者は、各業者につき2人以内とする。

(3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札者は、当該工事について積算した工事内訳書を提出すること。

(5) 入札は、入札書及び工事内訳書に必要な事項を記入し記名押印のうえ封入し、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して自ら入札箱に投入しなければならない。

(6) 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

(7) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印を行うこと。

(8) 入札開始後、入札会場に到着した者は、入札に参加することができない。

10 最低制限価格

最低制限価格は、設ける。

また、最低制限価格より低い価格を入札した者は、当該入札に関し失格者とし、失格者は、再度入札に参加できないものとする。

11 入札保証金

免除

12 契約保証金

請負代金額の10分の1以上の保証を付さなければならない。

13 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効入札した者は、再度入札に参加できないものとする。

(1) 競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 法令又は組合管理者の定めた入札条件に違反したとき。

(3) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。

(4) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2通以上の入札をしたとき。

- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の入札を代理したとき。
- (6) 入札者が連合して入札したとき。
- (7) 入札に際し、不正行為をしたとき。
- (8) 入札書に記名押印が無いとき、その他必要事項を確認できないとき。
- (9) 郵送、ファクシミリ等による入札をしたとき。
- (10) 工事費内訳書が提出されないとき。
- (11) 工事費内訳書に積算の内訳が記載されていないとき。
- (12) 工事費内訳書に入札者の名称又は商号が記載されていないとき。
- (13) 工事費内訳書に記載された入札者の名称又は商号に誤記があるとき。
- (14) 工事費内訳書に工事名が記載されていないとき。
- (15) 工事費内訳書の工事名に誤記があるとき。ただし、軽微な誤記は、有効とする。
- (16) 工事費内訳書の総額と入札額が著しく相違しており、当該工事の積算ではないと認められるとき。

14 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

15 入札の中止

入札参加資格者が3者未満の場合には、本告示に係る入札は実施しない。

16 落札者の決定

- (1) 落札者は、本工事の予定価格の制限の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものとする。
- (2) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行い、再度入札の実施回数は、1回とする。
- (3) 落札となるべき同価を入札した者が2人以上あるときは、当該入札者により、くじで落札者を決定する。
- (4) 契約金額にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (5) 落札者は、その決定と同時に、入札会場において口頭で周知する。

17 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、島原市契約規則（平成9年島原市規則第8号）、島原市建設工事執行規則（平成20年島原市規則第14号）、島原市制限付き一般競争入札実施要綱（平成13年島原市告示第52号）、仕様書、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

18 その他

本告示に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、島原市契約規則、島原市建設工事執行規則及び島原市制限付き一般競争入札実施要綱による。

19 問合せ先

島原地域広域市町村圏組合 消防本部 総務課

TEL 0957-62-7711

FAX 0957-62-3133